

農地中間管理機構に農地を貸したいという皆様へ

■農地中間管理事業

農地中間管理機構（新潟県農林公社内）が農業振興地域内の農用地を借り受け、担い手（借り手）への農地の集積・集約化を推進するものです。

○手続きの流れ

- ①農地中間管理機構へ農地を貸したい方（貸し手）は、貸付希望農用地等の登録申請書を農業委員会事務局へ提出します。
- ②農地中間管理機構は、①の申請内容をもとに、貸借の調整（マッチング）を行います。
- ③貸し手・借り手ともに、農地中間管理機構との貸借のため農地の農用地利用集積計画を農業委員会事務局へ提出します。
- ④貸し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から借り手への貸付は、③の農用地利用集積計画が公告されることにより決定します。



※農地中間管理機構を通じた貸借には、農地の貸し手と借り手の双方から、賃貸借料の0.5%が手数料として徴収されます。



お問い合わせ・ご相談は
農業委員会 事務局（☎74-0030）までお電話ください。